

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (令和 6 年厚生労働省告示第 51 号) について、令和 6 年 3 月 4 日付け生食発 0301 第 1 号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考 (品目)
イプロジオン	殺菌剤	農薬
ジクロロメゾチアズ	殺虫剤	農薬
シフルトリン	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
シフルフェナミド	殺菌剤	農薬
ジメスルファゼット	除草剤	農薬
1, 4-ジメチルナフタレン	植物成長調整剤	農薬
パラコート	除草剤	農薬
ピジフルメトフェン	殺菌剤	農薬
ブプロフェジン	殺虫剤	農薬

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して 1 年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第 3 運用上の注意」1 において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用する。

3 運用上の注意 (規制対象に変更がある品目を抜粋し記載)

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) が適用される。

- (2) -① 今回残留基準値を設定する「イプロジオン」の規制対象は、イプロジオンのみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、イプロジオン及びN-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの和である。
- (2) -② 「その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているイプロジオンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- (3) 今回残留基準値を設定する「ジクロロメゾチアズ」の規制対象は、ジクロロメゾチアズのみとする。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものである。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ジメスルファゼット」の規制対象は、ジメスルファゼットのみとする。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものである。
- (5) 今回残留基準値を設定する「1,4-ジメチルナフタレン」の規制対象は、1,4-ジメチルナフタレンのみとする。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものである。
- (6) -① 今回残留基準値を設定する「パラコート」の規制対象は、パラコート（パラコートイオン）のみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、パラコート（パラコートジクロリド）のみである。
- (6) -② 「ひまわり油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「ひまわり油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「ひまわり油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「ひまわり油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認する。
- (6) -③ 「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認する。

4 その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗こうを除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用される。

施行上の注意：
通知の写しを添付すること。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
（担当）松本、河原
電 話 026-235-7155（直通）
F A X 026-232-7288
防災電話 8-231-2657
電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

厚生発0304第1号
令和6年3月4日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第51号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬イプロジオン、農薬ジクロロメゾチアズ、農薬及び動物用医薬品シフルトリン、農薬シフルフェナミド、農薬ジメスルファゼット、農薬1,4-ジメチルナフタレン、農薬パラコート、農薬ピジフルメトフェン並びに農薬ブプロフェジン

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
イプロジオン	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲

農薬等	食品
イプロジオン（続き）	<p>哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
シフルトリン	西洋わさび、りんご、日本なし及び西洋なし
シフルフェナミド	その他のなす科野菜及びぶどう
パラコート	<p>米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、らっかせい、ばれいしょ、さとうきび、カリフラワー、ブロッコリー、アーティチョーク、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、キウイ（果皮を含む。）、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、豚の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、</p>

農薬等	食品
パラコート（続き）	鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）
ピジフルメトフェン	乳
ブプロフェジン	マルメロ、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の食用部分、豚の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。
- (2) ① 今回残留基準値を設定する「イプロジオン」の規制対象は、イプロジオンのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、イプロジオン及びN-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの和であること。
- (2) ② 「その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているイプロジオンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。
- (3) 今回残留基準値を設定する「ジクロロメゾチアズ」の規制対象は、ジクロロメゾチアズのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「シフルトリン」の規制対象は、シフルトリン（各異性体の和）のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「シフルフェナミド」の規制対象は、シフル

フェナミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (6) 今回残留基準値を設定する「ジメスルファゼット」の規制対象は、ジメスルファゼットのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (7) 今回残留基準値を設定する「1,4-ジメチルナフタレン」の規制対象は、1,4-ジメチルナフタレンのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (8)ー① 今回残留基準値を設定する「パラコート」の規制対象は、パラコート（パラコートイオン）のみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、パラコート（パラコートジクロリド）のみであること。
- (8)ー② 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (8)ー③ 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (9) 今回残留基準値を設定する「ピジフルメトフェン」の規制対象は、ピジフルメトフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「ブプロフェジン」の規制対象は、ブプロフェジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬ジクロロメゾチアズ、農薬ジメスルファゼット及び農薬ピジフルメトフェンに係る新規農薬登録並びに農薬イプロジオン、農薬シフルフェナミド及び農薬ブプロフェジンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬イプロジオン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	3.0
小麦	●	10
大麦	● 2	10
ライ麦	●	10
とうもろこし	●	10
そば	●	10
その他の穀類	10	10
大豆	● 0.1	0.2
小豆類	● 0.2	1.0
えんどう	● 0.1	0.2
そら豆	● 0.1	0.2
らっかせい	● 0.1	0.5
その他の豆類	● 0.1	0.2
ばれいしょ	● 0.08	0.5
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも（長いもをいう。）	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	● 0.7	1.0
さとうきび	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.01	5.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.01	5.0
かぶ類の根	● 0.01	5.0
かぶ類の葉	● 0.01	5.0
西洋わさび	● 0.1	5.0
クレソン	● 0.01	5.0
はくさい	● 3	5.0
キャベツ	● 2	5.0
芽キャベツ	● 0.01	5.0
ケール	● 0.01	5.0
こまつな	● 0.01	5.0
きょうな	○ 5	5.0
チンゲンサイ	● 0.01	5.0
カリフラワー	● 0.01	5.0
ブロッコリー	● 0.01	25
その他のあぶらな科野菜	○ 5	5.0

農薬イプロジオン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ごぼう	● 0.3	5.0
サルシフィー	● 0.01	5.0
アーティチョーク	● 0.01	5.0
チコリ	○ 1	1.0
エンダイブ	● 0.01	5.0
しゅんぎく	● 0.01	5.0
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 25	10
その他のきく科野菜	○ 5	5.0
たまねぎ	● 0.3	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	● 4	5.0
にんにく	●	0.1
にら	● 0.01	5.0
アスパラガス	● 3	5.0
わけぎ	● 3	5.0
その他のゆり科野菜	○ 5	5.0
にんじん	● 1	5.0
パースニップ	● 0.01	5.0
パセリ	● 0.01	5.0
セロリ	● 0.01	5.0
みつば	○ 5	5.0
その他のせり科野菜	● 3	5.0
トマト	○ 6	5.0
ピーマン	○ 15	10
なす	● 4	5.0
その他のなす科野菜	○ 5	5.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 4	5.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 4	5.0
しろうり	● 0.01	5.0
すいか	●	10
すいか（果皮を含む。）	● 2	
メロン類果実	●	10
メロン類果実（果皮を含む。）	● 8	
まくわうり	●	10
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.01	
その他のうり科野菜	● 0.2	5.0
ほうれんそう	● 0.01	5.0
たけのこ	●	20
オクラ	● 2	5.0

農薬イプロジオン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しょうが	● 0.1	5.0
未成熟えんどう	● 20	25
未成熟いんげん	● 2	5.0
えだまめ	○ 6	5.0
マッシュルーム	●	5.0
しいたけ	●	5.0
その他のきのこ類	●	5.0
その他の野菜	● 10	20
みかん	● /	10
みかん（外果皮を含む。）	● /	/
なつみかんの果実全体	●	10
レモン	●	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	10
グレープフルーツ	●	10
ライム	●	10
その他のかんきつ類果実	●	10
りんご	●	10
日本なし	● 5	10
西洋なし	● 5	10
マルメロ	●	10
びわ	● /	10
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 15	/
もも	● /	10
もも（果皮及び種子を含む。）	● 20	/
ネクタリン	○ 15	10
あんず（アプレコットを含む。）	○ 15	10
すもも（プルーンを含む。）	● 2	10
うめ	● 5	10
おうとう（チェリーを含む。）	○ 20	10
いちご	● 10	20
ラズベリー	○ 30	5.0
ブラックベリー	○ 30	12
ブルーベリー	●	15
クランベリー	●	12
ハuckleベリー	●	12
その他のベリー類果実	● 5	25
ぶどう	○ 30	25

農薬イプロジオン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かき	●	10
バナナ	● 9	10
キウイー	● /	5.0
キウイー（果皮を含む。）	● 30	/
パパイヤ	●	10
アボカド	●	10
パイナップル	●	10
グアバ	●	10
マンゴー	● 5	10
パッションフルーツ	●	10
なつめやし	●	10
その他の果実	○ 5	5.0
ひまわりの種子	● 0.5	20
ごまの種子	● 0.05	10
べにばなの種子	●	10
綿実	●	10
なたね	● 0.5	10
その他のオイルシード	●	10
ぎんなん	●	10
くり	●	10
ペカン	●	10
アーモンド	● 0.2	10
くるみ	●	10
その他のナッツ類	●	10
茶	● 10	20
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.1
その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）	● ^{注)} /	20
その他のスパイス	○ ^{注)} 0.1	/
その他のハーブ	● 15	20
牛の筋肉	● 0.01	0.2
豚の筋肉	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.2
牛の脂肪	● 0.01	0.3
豚の脂肪	● 0.01	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.3

農薬イプロジオン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の肝臓	● 0.01	1
豚の肝臓	● 0.01	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	1
牛の腎臓	● 0.01	1
豚の腎臓	● 0.01	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.9
牛の食用部分	● 0.01	0.2
豚の食用部分	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.2
乳	● 0.01	0.2
鶏の筋肉	● 0.01	0.5
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.5
鶏の脂肪	● 0.01	2
その他の家きんの脂肪	● 0.01	2
鶏の肝臓	● 0.01	3
その他の家きんの肝臓	● 0.01	3
鶏の腎臓	● 0.01	0.5
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.5
鶏の食用部分	● 0.01	0.5
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.5
鶏の卵	● 0.01	0.8
その他の家きんの卵	● 0.01	0.8
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）	○注)	0.05
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）	○注)	0.1

農薬ジクロロメゾチアズ（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 15	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	○ 15	
はくさい	○ 3	
キャベツ	○ 1	
芽キャベツ	○ 3	

農薬ジクロロメゾチアズ (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ケール	○ 10	
こまつな	○ 10	
きょうな	○ 10	
チンゲンサイ	○ 7	
カリフラワー	○ 1	
ブロッコリー	○ 1	
その他のあぶらな科野菜	○ 10	
チコリ	○ 15	
エンダイブ	○ 15	
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 15	
その他のきく科野菜	○ 15	
その他のハーブ	○ 10	

農薬及び動物用医薬品シフルトリン (殺虫剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.2	0.2
ライ麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0.2	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	2	2
西洋わさび	●	0.05
はくさい	1	1

農薬及び動物用医薬品シフルトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	2	2
ごぼう	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.5	0.5
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
にんじん	0.07	0.07
その他のせり科野菜	0.05	0.05
トマト	0.2	0.2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
しろうり	0.1	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.1	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.1	0.1
オクラ	○ 0.2	
しょうが	0.05	0.05
えだまめ	2	2
その他の野菜	0.05	0.05
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	● 0.7	0.9
日本なし	● 0.5	0.6
西洋なし	● 0.5	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	0.5	0.5

農薬及び動物用医薬品シフルトリン（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう（チェリーを含む。）	0.7	0.7
ぶどう	2	2
かき	0.7	0.7
綿実	0.7	0.7
なたね	0.07	0.07
茶	30	30
ホップ	20	20
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	○ 0.2	0.05
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	3	3
豚の脂肪	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.06	0.06
豚の腎臓	0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06	0.06
牛の食用部分	0.06	0.06
豚の食用部分	0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06	0.06
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.05	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.05	0.01

農薬及び動物用医薬品シフルトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.01
はちみつ	○ 0.05	

農薬シフルフェナミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
その他の穀類	0.7	0.7
トマト	0.5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	●	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.1	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.08	0.08
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.3
未成熟えんどう	○ 0.7	
りんご	0.3	0.3
日本なし	○ 0.4	
西洋なし	○ 0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	1
ネクタリン	○ 2	
あんず（アプレコットを含む。）	○ 2	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.3	0.2
うめ	○ 2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 4	2
いちご	0.7	0.7
ぶどう	● 0.4	0.5
かき	0.3	0.3
ホップ	5	5
牛の筋肉	0.01	

農薬シフルフェナミド (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	○ 0.02	
はちみつ	0.05	0.05

農薬ジメスルファゼット (除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.01	

農薬ジメスルファゼット (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
魚介類	○ 0.08	

農薬1,4-ジメチルナフタレン (植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 15	

農薬パラコート (除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	● 0.03	0.1
小麦	● 0.02	0.05
大麦	● 0.02	0.05
ライ麦	● 0.02	0.05
とうもろこし	● 0.03	0.1
そば	●	0.05
その他の穀類	● 0.03	0.5
大豆	○ 0.5	0.1
小豆類	○ 0.5	0.05
えんどう	○ 0.5	0.05
そら豆	○ 0.5	0.05
らっかせい	● 0.01	0.04
その他の豆類	○ 0.5	0.05
ばれいしょ	● 0.05	0.2
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも (長いもをいう。)	0.05	0.05
こんにやくいも	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	● 0.02	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 0.07	0.05

農薬パラコート（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 0.07	0.05
西洋わさび	0.05	0.05
クレソン	○ 0.07	0.05
はくさい	○ 0.07	0.05
キャベツ	0.05	0.05
芽キャベツ	0.05	0.05
ケール	○ 0.07	0.05
こまつな	○ 0.07	0.05
きょうな	○ 0.07	0.05
チンゲンサイ	○ 0.07	0.05
カリフラワー	● 0.02	0.05
ブロッコリー	● 0.02	0.05
その他のあぶらな科野菜	○ 0.07	0.05
ごぼう	0.05	0.05
サルシフィー	0.05	0.05
アーティチョーク	● 0.01	0.05
チコリ	○ 0.07	0.05
エンダイブ	○ 0.07	0.05
しゅんぎく	○ 0.07	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.07	0.05
その他のきく科野菜	○ 0.07	0.05
たまねぎ	● 0.02	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.02	0.05
にんにく	● 0.02	0.05
にら	● 0.01	0.05
アスパラガス	● 0.03	0.05
わけぎ	● 0.01	0.05
その他のゆり科野菜	● 0.01	0.05
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	0.05	0.05
パセリ	● 0.02	0.05
セロリ	● 0.01	0.05
みつば	○ 0.07	0.05
その他のせり科野菜	0.05	0.05
トマト	0.05	0.05
ピーマン	0.05	0.05
なす	0.05	0.05

農薬パラコート（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のなす科野菜	0.05	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.02	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.02	0.05
しろうり	● 0.02	0.05
すいか	● /	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.02	/
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.02	/
まくわうり	● /	0.05
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.02	/
その他のうり科野菜	● 0.02	0.05
ほうれんそう	○ 0.07	0.05
たけのこ	● 0.02	0.05
オクラ	0.05	0.05
しょうが	● 0.02	0.05
未成熟えんどう	● 0.01	0.05
未成熟いんげん	● 0.01	0.05
えだまめ	● 0.03	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	○ 0.07	0.05
みかん	● /	0.05
みかん（外果皮を含む。）	● 0.02	/
なつみかんの果実全体	● 0.02	0.05
レモン	● 0.02	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.02	0.05
グレープフルーツ	● 0.02	0.05
ライム	● 0.02	0.05
その他のかんきつ類果実	● 0.02	0.05
りんご	● 0.01	0.05
日本なし	● 0.01	0.05
西洋なし	● 0.01	0.05
マルメロ	● 0.01	0.05
びわ	● /	0.05
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.01	/
もも	● /	0.05

農薬パラコート（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.01	
ネクタリン	● 0.01	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.01	0.05
すもも（プルーンを含む。）	● 0.01	0.05
うめ	● 0.01	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.01	0.05
いちご	● 0.02	0.05
ラズベリー	● 0.01	0.05
ブラックベリー	● 0.01	0.05
ブルーベリー	● 0.01	0.05
クランベリー	● 0.01	0.05
ハックルベリー	● 0.01	0.05
その他のベリー類果実	● 0.01	0.05
ぶどう	● 0.01	0.05
かき	● 0.01	0.05
バナナ	● 0.01	0.05
キウイ	●	0.05
キウイ（果皮を含む。）	● 0.01	
パパイヤ	● 0.01	0.05
アボカド	● 0.01	0.05
パイナップル	● 0.01	0.05
グアバ	● 0.01	0.05
マンゴー	● 0.01	0.05
パッションフルーツ	● 0.01	0.2
なつめやし	● 0.01	0.05
その他の果実	● 0.1	1
ひまわりの種子	2	2
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	○ 2	0.2
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05

農薬パラコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
茶	● 0.2	0.3
コーヒー豆	● 0.01	0.05
カカオ豆	● 0.01	0.05
ホップ	● 0.1	0.2
その他のスパイス	● 0.05	1
その他のハーブ	○ 0.07	0.05
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.05
牛の脂肪	● 0.03	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	0.05
牛の肝臓	○ 0.6	0.3
豚の肝臓	● 0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.6	0.3
牛の腎臓	○ 0.8	0.5
豚の腎臓	● 0.05	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.8	0.5
牛の食用部分	○ 0.8	0.3
豚の食用部分	● 0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.8	0.3
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	● 0.02	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.02	0.05
鶏の腎臓	● 0.03	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.03	0.05
鶏の食用部分	● 0.03	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.03	0.05
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	○	0.05

農薬パラコート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	○	0.05
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	●	0.05

農薬ピジフルメトフェン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.6	0.6
大麦	4	4
ライ麦	○ 0.4	0.3
とうもろこし	○ 0.04	0.02
そば	○ 3	
その他の穀類	4	4
大豆	0.4	0.4
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
らっかせい	○ 0.05	0.02
その他の豆類	0.4	0.4
ばれいしょ	○ 0.1	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.1	
かんしょ	○ 0.1	
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.1	
こんにやくいも	○ 0.1	
その他のいも類	○ 0.1	
てんさい	○ 0.5	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.5	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 0.1	
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 0.1	
西洋わさび	○ 0.5	
クレソン	○ 50	
はくさい	○ 3	

農薬ピジフルメトフェン (続き)

食品名	残留基準値*	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
キャベツ	○ 3	
芽キャベツ	○ 3	
ケール	○ 50	
こまつな	○ 50	
きょうな	○ 50	
チンゲンサイ	○ 50	
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
その他のあぶらな科野菜	○ 50	
ごぼう	○ 0.5	
サルシフィー	○ 0.5	
チコリ	○ 10	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40
その他のきく科野菜	○ 15	
たまねぎ	○ 0.3	
ねぎ (リーキを含む。)	○ 2	
にんにく	○ 0.3	
にら	○ 2	
わけぎ	○ 2	
その他のゆり科野菜	○ 2	
にんじん	○ 0.5	
パースニップ	○ 0.5	
セロリ	15	15
その他のせり科野菜	○ 0.5	
トマト	0.6	0.6
ピーマン	0.6	0.6
なす	0.6	0.6
その他のなす科野菜	0.6	0.6
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
すいか (果皮を含む。)	○ 0.5	
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.5	0.5
まくわうり (果皮を含む。)	0.5	0.5
その他のうり科野菜	○ 0.4	
ほうれんそう	40	40
オクラ	0.6	0.6
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 1	

農薬ピジフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
えだまめ	○ 1	
その他の野菜	○ 15	
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
りんご	○ 0.9	
日本なし	○ 0.2	
西洋なし	○ 0.2	
マルメロ	○ 0.2	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.2	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 1	
ネクタリン	○ 1	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 1	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.6	
うめ	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	
いちご	○ 1	
ラズベリー	○ 5	
ブラックベリー	○ 5	
ブルーベリー	○ 5	
クランベリー	○ 5	
ハックルベリー	○ 5	
その他のベリー類果実	○ 5	
ぶどう		2
その他の果実	○ 5	2
ひまわりの種子	○ 0.5	
ごまの種子	○ 0.9	
べにばなの種子	○ 0.5	
綿実	○ 0.4	
なたね		0.9
その他のオイルシード	○ 0.9	
ぎんなん	○ 0.07	
くり	○ 0.07	

農薬ピジフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ペカン	○ 0.07	
アーモンド	○ 0.07	
くるみ	○ 0.07	
その他のナッツ類	○ 0.07	
その他のスパイス	○ 5	
その他のハーブ	○ 50	
牛の筋肉	○ 0.1	0.01
豚の筋肉	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.01
牛の脂肪	○ 0.1	0.03
豚の脂肪	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.03
牛の肝臓	○ 0.1	0.03
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.03
牛の腎臓	○ 0.1	0.03
豚の腎臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.03
牛の食用部分	○ 0.1	0.03
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.03
乳	● 0.01	0.03
鶏の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉		0.01
鶏の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪		0.01
鶏の肝臓		0.01
その他の家きんの肝臓		0.01
鶏の腎臓		0.01
その他の家きんの腎臓		0.01
鶏の食用部分		0.01
その他の家きんの食用部分		0.01
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
はちみつ	○ 0.05	
とうもろこし粉	○ 0.07	

農薬ピジフルメトフェン (続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし油	○ 0.08	
落花生油	○ 0.2	
ポテトフレーク	○ 0.5	
野菜 (乾燥させたもの)	○ 7	

農薬プロフェジン (殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.5	0.5
小麦	2	2
大麦	6	6
ライ麦	6	6
その他の穀類	6	6
大豆	0.02	0.02
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	13	13
その他のきく科野菜	3	3
ねぎ (リーキを含む。)	○ 4	3
にら	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.7	0.7
しろうり	0.7	0.7
すいか (果皮を含む。)	0.8	0.8
メロン類果実 (果皮を含む。)	3	3
まくわうり (果皮を含む。)	3	3
その他のうり科野菜	0.7	0.7
オクラ	○ 2	
未成熟えんどう	0.02	0.02
みかん (外果皮を含む。)	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	3	3

農薬ブプロフェジン (続き)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	2
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	3	3
日本なし	6	6
西洋なし	6	6
マルメロ	● 3	4
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	3	3
もも (果皮及び種子を含む。)	○ 9	6
ネクタリン	9	9
あんず (アプリコットを含む。)	0.7	0.7
すもも (プルーンを含む。)	2	2
うめ	5	5
おうとう (チェリーを含む。)	5	5
いちご	3	3
ぶどう	1	1
かき	1	1
バナナ	0.3	0.3
キウイー (果皮を含む。)	15	15
パパイヤ	0.9	0.9
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	○ 0.3	
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.9	0.9
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	5	5
綿実	0.4	0.4
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	30	30
コーヒー豆	0.4	0.4
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	● 2	3

農薬プロフェジン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	● 0.05	0.1
豚の肝臓	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.1
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	● 0.05	0.1
豚の食用部分	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	
干しぶどう	○ 2	
食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）	○ 20	

脚注

※○：令和6年3月4日適用（基準値を引き上げる品目等）

●：令和7年3月4日適用（基準値を引き下げる品目等）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）が適用される。
- 注）「その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）」については、告示の日から起算して1年を経過した日から「その他のスパイス（種子、根及び根茎を除く。）」の基準値を削除して、「その他のスパイス」の基準値を適用し、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」については、告示の日から「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」の基準値を削除し、「その他のスパイス」の基準値を適用する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

